

行政減量・効率化有識者会議（第59回）議事概要

1. 日時

平成20年11月6日（木）9：00～11：00

2. 場所

総理官邸4階大会議室

3. 出席者

甘利明行政改革担当大臣、谷本龍哉内閣府副大臣、宇野治内閣府大臣政務官

〔委員〕

茂木友三郎（座長）、朝倉敏夫、逢見直人、翁百合、小幡純子、森貞述の各委員

〔専門委員〕

安念潤司、柿本寿明、梶川融、鳶信彦の各専門委員

〔事務局〕

福井良次行政改革推進本部事務局長、青木一郎行政改革推進本部事務局次長
ほか

〔国土交通省〕

和泉洋人住宅局長ほか

〔総務省〕

河内正孝大臣官房総括審議官ほか

〔農林水産省〕

佐藤一雄生産局畜産部長ほか

〔厚生労働省〕

氏兼裕之労働基準局勤労者生活部長ほか

4. 主な議題

- 「独立行政法人整理合理化計画」のフォローアップについて
 - （1）都市再生機構
 - （2）情報通信研究機構
 - （3）農畜産業振興機構
 - （4）勤労者退職金共済機構

5. 議事の経過

（開会）

（「独立行政法人整理合理化計画」のフォローアップについて）

各主務省から説明の後、委員等より以下の意見が出された。

〔都市再生機構（国土交通省）〕

（JSの剰余金の扱い）

- ・都市再生機構（UR）の関連会社である総合住生活（株）（JS）の剰余金の扱いについては、エレベーターの設置等現物で住民に還元するのではなく、都市再生機構（UR）の繰越欠損を減少させるために、URに現金で返還すべき。
- ・JSの剰余金の扱いに関し、URに現金で寄附する案について、寄附後の使途（エレベーター設置等）を誰（JS、UR、国）が決めるのか、意志決定の主体を明確にしておく必要がある。
- ・JSは平成18年度に250億円の剰余金を資本金に組入れているが、積み増しの理由如何。資本金300億円は過大であり、これも返還すべき剰余金に含めるべきである。
- ・JSの出資体制（URが75%、民間会社等18法人が25%を保有）を見直し、URが全株式を買収する、あるいは逆に株式を全て売却してしまった方が良いのではないか。

（随意契約の見直し、他）

- ・随意契約の見直しに伴い、28社もの関連会社を抱えておく必要があるのか、抜本的に見直す必要がある。
- ・（財）住宅管理協会が行っている業務は明らかに競争入札できる業務なので、要すれば市場化テストを活用するなどして、是非着実に競争入札への移行を進めて欲しい。
- ・冬柴国土交通大臣（当時）が約束した関連会社等への再就職の自粛は守られているのか。

〔情報通信研究機構（総務省）〕

- ・資本金として保有する金融資産を活用して新たに施設整備を行うのは独法制度のあり方として望ましくない。収益の想定されない資産は、予算措置をした上で取得し、減価償却も特別の取扱をすることとなっている。有価証券として保有する必要のない資本金は国庫納付した上で、施設整備が必要なら、予算要求をして手当てされるべき。
- ・利子助成業務は法律により廃止期限を平成23年度とされているが、期限までに大幅な金利上昇は想定しにくい。金利リスクのための基金規模として40億円は過剰ではないか。
- ・規制官庁である総務省が、情報通信の振興を行うに当たっては、規制する感覚でやることのないよう事業振興を担当する省と密接に連携して取り組むようにすべき。

〔農畜産業振興機構（農林水産省）〕

- ・資本金の運用益を業務経費に充てることは、合理的ではないのではないか。
- ・畜産勘定においては、損失が発生するリスクを伴う業務を実施していないことから、資本金は必要最低限の財産的基盤に限定し、残りは国庫返納すべき。

独法について、市中銀行から借り入れる際の信用力を補完するために資本金を保有しているという論理は理解しにくい。

- ・関係の公益法人に基金を設置して各種事業を行っているが、数多くの基金事業があり、事業開始から年月が経過しているものについては、政策の必要性が薄れているものもあるはず。ニーズに合わなくなった基金事業については見直し、廃止や統合を進めていただきたい。

〔勤労者退職金共済機構（厚生労働省）〕

- ・年金・生損保の未払い問題では短期集中的に取り組んでいる。勤労者退職金共済機構も未請求退職金問題の調査について短期集中的に取り組むべき。
- ・退職金の未請求者がこれほど多いというのは制度設計に問題があるのではないか。住所の把握だけでなく社会保障番号のようなもので管理しなければ、支払いは難しいのではないか。
- ・累積欠損金について、トータルで見れば累積欠損金解消計画と大きくかけ離れていないように見えるが、H19年度については、欠損金が大きく増えている。計画見直しの必要もあるのではないか。
- ・退職金機構ビルの移転について、検討状況はどうなっているのか。
- ・フリーターや非正規雇用者などは、失業給付や退職金がもらえないといった問題があるが、救済する制度が必要ではないか。

（閉会）

〈文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）〉

※ 今回会議の資料は、行革事務局ホームページの次の箇所に掲載しています。

<http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai59/shiryou.html>